

笑顔でごはんフードパントリー事業 運用細則

社会福祉法人所沢市社会福祉協議会

- 1 実施内容について
こども食堂等こども支援に取り組む地域の活動団体と各地区CSWが連携した展開を原則とします。
 - (1) 食料品の提供・配布
 - ・レトルトごはんやカレー等、基本的な食料品（購入）と寄付の食料品を提供・配布します。
 - ・配布はこども食堂等開催時の他、貸付事業利用者等、緊急性に応じて柔軟に必要な世帯へ届けられるように社協やこども食堂等にストックする等整備します。
- 2 フードパントリー実施回数上限（1団体）について
フードパントリー実施団体に対して本会が食料品等を提供する回数及び提供数の上限は次のとおりです。
 - (1) 食料品 月2回迄 延べ60世帯
- 3 本会の費用負担について
食料品の代金
- 4 フードパントリー実施団体について
所沢市民を中心とした3名以上の会員で運営し、所沢市内において無償で活動をする宗教又は政治を目的としない団体で、こども食堂等こども支援に取り組む団体とします。
なお、新規に立ち上げる団体も対象とします。
- 5 実施にあたっての注意事項
 - (1) 実施団体は、コロナウイルス感染症対策を講じた上で活動するものとします。
 - (2) 実施団体はフードパントリー実施にあたり安心して活動できるよう、食料品等の管理や対象世帯への配布の際、食中毒防止等に注意を払うとともに、行事用保険に加入する等、万が一の事故に備えることとします。
 - (3) 食料品等の提供においては、販売商品ではなく、地域の皆様から善意で寄せられた食料品が含まれていることを鑑み、食料品等を受け取った時点で各自の責任範囲で消費すること、食料品等の転売及び譲渡はしないものとします。
 - (4) 原則として笑顔でごはんフードパントリー利用の申請は1世帯につき1団体の受付とします。
2団体以上に申請があった場合には、CSWから申請者へ事情を確認の上、必要に応じて申請を収受するものとします。
 - (5) この事業で把握した個人情報取り扱いに十分注意するとともに、本事業の他には利用しないこととします。また、承諾なく第三者に提供することはないものとします。

令和5年4月